

児童扶養手当・特別児童扶養手当のお知らせ

①受給資格者

在宅介護にかかわる費用負担の軽減を目的として、「家族介護用品支給事業」を実施します。

該当する方で、支給を希望する場合は、次により申請してください。

①▽介護保険の要介護認定（4または5）を受けている在宅高齢者を介護している町民税非課税世帯の家族

②対象介護用品▽紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなどで、在宅介護に必要な用品に限ります。

③支給方法▽年額7万5000円を限度として「家族介護用品券」を交付します

④ので、券を介護用品取扱店に持参することにより、券に記載された金額分の介護用品の支給を受けることができます。

⑤介護用品取扱店▽ファッションプラザ やまぐち（茂岩本町）▽（有）坂口商店（茂岩本町）▽とよころ調剤薬局（茂岩栄町）

⑥申請者で支給を希望する方は、役場福祉課介護係 ☎（574）2214へ申請してください。

家族介護用品支給申請受付



特別児童扶養手当

①受給資格者

次の要件に当てはまる18歳以下の（18歳到達年度の末日）の児童（一定の障害があるときは、20歳未満）を監護している父・母・養育している方に支給されます。

①父母が婚姻を解消した児童 ②父又は母が死亡した児童 ③父又は母が重度の障害にある児童 ④母が婚姻しないで生まれた児童 ⑤父・母とも不明である児童 など

ただし、父又は母の配偶者（内縁関係を含む）に養育されている場合などは手当を受給することができます。

また、請求者および扶養義務者の所得によつて手当が支給されません。公的年金受給者で、年金額が手当額より低い方は、その差額分の手当を受給できます。

②手当額（月額）

請求者の所得および児童数によつて支給額が異なります。

4月、8月、12月に前月までの4か月分が支給されます。

※手当の支給を受けた方は自ら進んでその自立を図り、家庭生活の安定と向上に努めることが義務づけられています。

平成28年4月改定月額		
一部支給額	全部支給額	区分
42,320円 ～9,990円	42,330円	1人
上記+5,000円		2人
1人増につき+3,000円		3人目以降

役場だより

▽福祉

または大津支所 ☎（575）2021へ、印鑑をご持参のうえ申請してください。

満20歳未満で精神または、身体に法律で定める障害のある児童を養育する父母または養育者

ただし、児童が障害を理由とする年金給付を受けている場合や、福祉施設に入所している場合は手当を受けることができません。

②手当額（平成28年4月改定月額）

1級 51,500円

2級 34,300円

4月、8月、11月に前月までの4か月分（11月については当月まで）が支給されます。

③詳細については役場福祉課福祉係 ☎（574）2214までお問い合わせください。

紙おむつ無料回収シールを支給します

在宅で紙おむつを常時使用している方の介護者に、紙おむつ排出時の無料回収専用シールを支給します。

①▽在宅で常時紙おむつを使用している介護保険の要介護3～5の方の介護者▽在宅で寝たきり状態にあり、常時紙おむつを使用している身体障害者手帳1～2級所持者の介護者

※ただし、申請月により枚数が異なります。

②支給枚数▽年間96枚

申請役場福祉課福祉係 ☎（574）2214 または大津支所 ☎（575）2021へ、印鑑をご持参のうえ申請してください。

ことばの教室

（子ども発達支援センター）

発達が心配なお子さんや、ことばや行動が気になるお子さんのあるがままの状況をうけとめ寄り添いながら、個別指導によりお子さんが本来持っている力を引き出す手助けをします。

子ども発達支援センターとして指定されていますので「年齢と比べておしゃべりが遅い」「発音に誤りがある、ことばがつかまる」「耳の聞こえが悪い」「友達とうまく遊べない」「感情がうまくコントロールできない」など、お子さんの発達について心配なことがありましたらお気軽にご相談ください。

①乳幼児や1.6歳児、3歳児健診および教育相談の結果、通室が必要とされた児童

②月～金曜日 9時～17時

※1時間単位とし、週2回までの個別指導

③所（子どもプラザとよころ2階（ことばの教室））

④指導員▽ことばの教室指導員

⑤申請希望される保護者の方は、支援センター（子どもプラザとよころ内） ☎（574）3931へ、ご連絡ください。

介護保険による「住宅改修」および「福祉用具購入」は、一時的に費用の全額を負担していただき、申請によつて介護保険の対象経費の9割（一定以上の所得がある方は8割）相当額を、後から受け取る制度になっています。

このため利用者の一時的な負担を軽減するため費用の1割（2割）分を支払うだけでこれらのサービスを利用することができ、「受領委任払い制度」を開始しました。

①【対象者】

要介護（要支援）認定を受けている方で、介護保険料を滞納していない方

②【利用手続き】

③施工（販売） 事業者の同意を得て介護保険給付費受領委任払いに係る委任状を提出し、町の承認を受けます。（手続きはケアマネージャーが代行します）

④施工（販売） 事業者は、完成（購入）後に請求書等を提出し、町から9割（8割）分の支払いを受けます。

※詳細については、担当のケアマネージャーまたは福祉課介護係にお問い合わせください。

申請役場福祉課介護係 ☎（574）2214

支援内容のお知らせ

豊頃町子育て支援センター

子育て支援センターは子育て中の親子が気軽に遊べる場です。子どもが元気に育ち、保護者もいきいき子育てができることを願って子育てのお手伝いをする所です。楽しい育児ができるように、子どもたちと育児中のお母さん、これからお母さんになる方を応援します。

子育て相談
子育てに関する不安や心配事など困ったときには、お気軽にご相談ください。保健師・栄養士・歯科衛生士・支援センター指導員などが相談に応じます。
≪相談時間≫月曜日～金曜日（9：00～17：00）

一時保育
保護者が仕事や病院で通院、看病、リフレッシュ等により家庭でお子さんを見るのができない場合に一時的にお子さんを預かります。（有料）
≪対象年齢≫ 満1歳から小学校就学前の町内に住所を有する健康な幼児
≪開設日および保育時間≫
月曜日～金曜日（8：30～16：30）
土曜日（8：30～12：00）

子育て情報の提供
わんぱく便りの発行。わんぱく広場の時間を利用し保健師・栄養士・歯科衛生士等の子育て講座・講演会などを開催します。
≪講座開催≫ 年6回程度

のびのび広場
発達を促すために小集団で遊んだり、育児相談を実施します。

赤ちゃん広場
乳児（1歳6か月未満）を持つ親とその子が安心して遊べ、お母さん同士が子育てについて気軽にしゃべり出来る広場です。現在妊娠している方も対象になりますので、是非参加してください。
≪開催時間≫年16回 10：00～12：00
（日程については広報にてその都度お知らせします。）

わんぱく広場
子育て中の親子が自由に遊び、交流を深める広場です。また、月1回、発育測定や離乳食教室や七夕まつりやクリスマス会など季節ごとに楽しいイベントも行っています。読み聞かせ、リサイクルの日なども実施しています。
≪開催時間≫毎週木曜日（10：00～12：00）

子育てサークル支援
自主的な子育てサークルのお手伝いをします。

親子交流室
親子や友達同士で気軽に遊べる部屋です。お茶の用意もしています。
≪開放時間≫月曜日～金曜日
（9：00～12：00・13：00～16：00）

所 乳幼児およびその父母、または祖父母、養育者 現在妊娠中の方
申 ともプラザとよころ（わんぱく広場で月1回行われる発育測定は保健センターで行います）
申 利用を希望する方は、支援センター備え付けの利用申込書を提出してください。

問合せ先 **子育て支援センター ☎（574）3931**

内容	受付	対象	持ち物
3・4か月児	14:00～	平成27年12月9日～平成28年2月10日生	・母子手帳 ・アンケート用紙 ※新生児訪問時にお渡ししています。
7・8か月児		平成27年8月9日～平成27年10月10日生	
11・12か月児	13:30～	平成27年4月9日～平成27年6月10日生	・母子手帳 ・歯ブラシ ・当日の尿 ・アンケート用紙 ※対象児に郵送します。
1歳6か月児	13:00～	平成26年9月9日～平成26年11月10日生	
3歳児		平成25年3月9日～平成25年5月10日生	

※ご不明な点がございましたら、保健師までご相談ください。